

特定非営利活動法人 森と人のネットワーク定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人森と人のネットワークと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市檜原町 321 番地 8 に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、自然を調査研究することにより、自然保護の重要性を認識し、地球温暖化防止や生物多様性保全のための自然保護に努めるとともに、当該重要性を人々に広報することにより人々の認識を深め、もって将来にわたり自然環境の保全に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 自然保護、環境保全に関する調査、研究、分析事業
- (2) 自然保護、環境保全に関する研修会、体験学習会、教育及びシンポジウム等の企画・運営、コンサルティング事業
- (3) 自然森林、公園等の施設等の管理、運営事業
- (4) 森林整備の企画、管理、運営事業
- (5) 自然保護、環境保全に関する普及啓発活動事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 この法人の会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 理事長及び理事会は、前項の申し込みがあった場合には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 4 理事長は、第 2 項の者の入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面若しくは電子メールをもって本人にその旨通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意にこの法人を退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又はこの法人が別に定める規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 この法人の会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役員、相談役及び顧問

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以内
- (2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、1 人以上 2 人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において、正会員のうちから選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告の実施にあたり、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人財産の状況等について、理事に意見を述べること。

(任期)

第17条 役員の任期は、就任後第2年目の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、当該役員にあらかじめ通知とともに、解任の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に閲し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(相談役及び顧問)

第 21 条 この法人に、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、この法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答えることができる。
- 5 相談役及び顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の欠格事由)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑を科せられ、その執行の終了又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反したことにより、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律により、罰金刑に処せられ、その執行の終了又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 法第 43 条の規定により、設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者

第 4 章 会議

(種別)

第 23 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 16 条第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第 26 条第 2 項第 3 号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第 30 条 総会における決議事項は、第 27 条第 3 項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

- 2 ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人とし、表決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 前々項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したことみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電子メール等による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 35 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第 14 条第 5 項の規定に基づき召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 38 条 理事会における決議事項は、第 36 条第 3 項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したことみなし。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 49 条 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後 75 日以内に総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとすることは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が法第 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当会特定非営利活動にかかる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とするこの法人の活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するとき、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 58 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 59 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 60 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 61 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委員会の構成)

第 62 条 委員会は、正会員をもって構成する。

2 委員会の委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第 11 章 雜則

(細則)

第 63 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 工 藤 一 郎

副理事長 木 村 諭

副理事長 田 中 久 男

理 事 石 原 章 弘

監 事 馬 場 直 芳

監 事 林 但

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日

までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 1,000円 賛助会員 10,000円

(2) 年会費 正会員 1,000円 賛助会員 一口20,000円 (一口以上)

平成23年6月25日改定

平成24年6月17日改定

平成29年6月3日改定